

平成 27 年度 外部評価（行政評価委員会）実施案

1 平成 27 年度外部評価の概要

(1) 評価の位置づけと目的

札幌市自治基本条例、札幌市行政評価実施要綱に基づく外部評価として、行政評価の客観性及び信頼性を確保するため、札幌市行政評価委員会による評価を実施する。

< (抜粋) 札幌市自治基本条例 第 19 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。 >

(2) 評価対象事項

平成 26 年度に実施した予算小事業とその上位目的である施策を対象とする（札幌市行政評価実施要綱第 2 条第 4 号）。

(3) 評価の視点

ア 必要性：施策目的や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な事業等か、また、必要性は薄れていないか。

イ 有効性：事業等の効果は十分に発揮されているか。また、事業の成果は、施策目的の達成に貢献し、市民生活へ寄与しているか。

ウ 効率性：施策目的を達成するために効率的な手法により事業等が実施され、必要な場合には市内部の連携は十分に図られているか。

エ 担い手：事業等の担い手について、事業等の効果の発揮の観点から客観的に妥当なものか。

オ 事業水準：施策目的や社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業の水準は妥当なものとなっているか。

カ その他：その他委員が必要と判断した視点。

(4) 評価の方法

施策や事業に関する資料のほか、所管部局による説明会やヒアリングにより行う。特に所管部局が作成した事業評価調書を中心に、その内容について具体的な議論を行う。さらに、ヒアリング後も所管部局からの再説明の機会を設けるなど、施策や事業に対する理解をより一層深めたうえで、上記評価の視点に基づき、評価を実施する。

これらの議論を踏まえた上で、委員会としての最終報告書をまとめ、市長に手交する。

(5) 指摘事項のフォローアップ

過年度の行政評価委員会における指摘事項への対応状況等について、委員会によるフォローアップを実施し、所管部局の検討状況を直接確認する。

2 市民参加の取組との関係

昨年度までは、行政評価委員会において、市民に議論をを求めるテーマを設定したうえで、市民参加ワークショップを実施し、その結果を踏まえて最終的に評価をまとめていた。今年度は、行政評価委員会とは別に市民参加ワークショップを実施することとし、そこで出された意見等については、必要に応じて委員会の評価の参考とする。

3 実施スケジュール（案）

時期	26 年度実績	27 年度実施予定	市民参加ワークショップ(参考)
4 月		○第 1 回委員会：5 月 8 日 ・外部評価の対象候補施策の選定 ・26 年度指摘事項に対する検討状況の中間報告	
5 月			
6 月	○第 1 回委員会：6 月 11 日 ・外部評価の対象施策の選定 ・25 年度指摘事項のフォローアップ	○事前説明会：6 月 3 日 (必要に応じ実施) ・事業所管部局による事業概要の説明、質疑応答	
7 月	○第 2 回委員会：7 月 2 日 ・評価対象事業の選定 ・市民参加ワークショップの対象テーマの決定 ・23、24 年度指摘事項のフォローアップ	○第 2 回委員会：6 月 17 日 ・評価対象事業の選定 ・市の課題の中から対象項目の選定 ・24、25 年度指摘事項のフォローアップ	
8 月	○ヒアリング：8 月 26～27 日	○第 3 回委員会：8 月 ・仮指摘事項、再質問事項、再ヒアの有無	○1 回目 8 月下旬 (対象事業決定)
9 月	○ワークショップ事前勉強会：9 月 10 日 ○市民参加ワークショップ：9 月 28 日	○再ヒアリング：9 月 (必要に応じて実施)	○2 回目 9 月中旬 (対象事業勉強会)
10 月	○第 3 回委員会：10 月 24 日 ・市民参加ワークショップの報告 ・仮指摘事項・再質問事項、再ヒアの有無	○第 4 回委員会：10 月 ・指摘事項、報告書の構成の検討	○3 回目 10 月上旬 (意見まとめ)
11 月	○第 4 回委員会：11 月 21 日 ・指摘事項、報告書の構成の検討	○第 5 回委員会：11 月 ・報告書の検討	
12 月	○第 5 回委員会：12 月 19 日 ・報告書の検討	○報告書手交式：12 月	
1 月	○報告書手交式：1 月 19 日 評価結果の公表：1 月 26 日	評価結果の公表：1 月	